

鎌倉広町緑地 維持管理水準書

この維持管理水準は、都市林としての目的を果たすために必要な1年間の業務内容、数量の目安を示すものです。自然環境の変化によって、業務内容、数量が変動することがあります。

応募に際しては、各応募者が、生物多様性に寄与する管理水準及び公園利用の利便性、快適性、安全性、美観等を考慮して、業務内容、数量を検討し、業務内容をご提案ください。

施設種別	業務内容	留意事項	数量	単位	実施回数	区域区分	備考
修景施設	樹林地管理 (園路沿い)	<ul style="list-style-type: none"> 園路沿いの樹林地における除伐、ツル切りを行うこと。 実施にあたっては、保全・活用区域図に基づき、近隣住民を含む市民等及び地域で活動する団体等と調整を図りながら実施すること。 必要に応じてカナムグラの除去を行うこと。 	200	m	1回/年	AB	
	樹林地管理 (谷戸景観の復元)	<ul style="list-style-type: none"> 畑上枝谷戸エリアについては、谷戸景観を復元する樹木の伐採等を行うこと。畑上枝谷戸エリア以外で谷戸景観を復元する場合は、市と協議の上実施箇所を決定すること。 実施にあたっては、保全・活用区域図に基づき、近隣住民を含む市民等及び地域で活動する団体等と調整を図りながら実施すること。 	10	本	1回/年	A	
	樹林地管理 (ウルシ林)	<ul style="list-style-type: none"> ウルシ林の活用を図るため、萌芽更新を実施すること。 萌芽更新した樹木について、経過を観察すること。 	2	本	1回/年	A	
	樹林地管理 (園路沿い及び外周)	<ul style="list-style-type: none"> 園路沿い及び外周の支障となる危険木、枯損木の伐採、枝下ろし等 	1	式	随時	ABC	市民の要望については、その必要性を十分に吟味し、日照確保のための枝下ろし等を行わないこと。
	竹林管理	<ul style="list-style-type: none"> 竹林エリアの拡大防止と間伐を行うこと。 	40	本	1回/年	ABC	
	人力除草 (樹林地内、外周及び園路沿い)	<ul style="list-style-type: none"> 樹林地内の下草刈りを行うこと。 樹木等の幼木、貴重種に注意しながら実施すること。 通行に支障となる園路沿いの除草及びびかん木の除伐 	250	m ²	1回/年	A	
		<ul style="list-style-type: none"> 周辺宅地に隣接した箇所の除草 	940	m ²	1回/年	AB	幅75cmの園路を確保するよう園路沿いの除草及びびかん木の除伐を行うこと。
		<ul style="list-style-type: none"> 樹林地内の下草刈りを行うこと。 樹木等の幼木、貴重種に注意しながら実施すること。 	1,270	m ²	1回/年	BC	
		<ul style="list-style-type: none"> 通行に支障となる園路沿いの除草及びびかん木の除伐 	7,150	m ²	2回/年	AB	苗畑、ウルシ林エリアは幼木に十分注意すること。
		<ul style="list-style-type: none"> 周辺宅地に隣接した箇所の除草 	820	m ²	1回/年	A	
	機械除草 (樹林地内、外周及び園路沿い)	<ul style="list-style-type: none"> 通行に支障となる園路沿いの除草及びびかん木の除伐 	1,350	m ²	2回/年	A	幅2m, 90cmの園路を確保するよう園路沿いの除草及びびかん木の除伐を行うこと。
		<ul style="list-style-type: none"> 周辺宅地に隣接した箇所の除草 	230	m ²	1回/年	A	
			2,280	m ²	2回/年	A	
			3,010	m ²	1回/年	ABC	
	湿地部及び池の管理	<ul style="list-style-type: none"> 木道沿いの湿地部の水辺における人力除草 池の水質管理のため、可動堰の調整を行うこと。 	300	m ²	1回/年	AB	多様な湿地環境になるような除草を行うこと。
			3	箇所	随時	AB	

資料6-5

第66回鎌倉市緑政審議会

施設種別	業務内容	留意事項	数量	単位	実施回数	区域区分	備考	
修景施設	田んぼの保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> 田植えから稲刈りまでの作業を行うこと。 谷戸景観に配慮した作物の耕作を行うこと。 	720	m ²	随時	A	田んぼの保全に必要な畦や水路の草刈り、水路の補修管理も行うこと。	
	畑の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> 常緑高木は夏期、落葉高木は冬期剪定を原則とする。 樹種固有の樹姿を尊重し、極力自然形に仕立てること。 やむを得ずサクラ類を剪定する場合は、切り口に防腐処理を施すこと。 照明灯周辺の樹木については、枝の伸長状態に応じて適宜実施すること。 枯損木を見つけたときは、速やかに根際より伐採すること。 	1,340	m ²	随時	A	畑の保全に必要な畑周囲の草刈りも行うこと。	
	高木剪定	<ul style="list-style-type: none"> 歩行に支障のある枝や視線を遮る枝については、速やかに剪定を行うこと。 花木の剪定については、花芽が形成される前に終了させること。 	36	本	随時	A	御所谷入口広場部分。	
	中低木刈込	<ul style="list-style-type: none"> 花壇の地拵え及び花苗の植付を行うこと。 灌水、施肥、病虫害防除を行うこと。 	100	m ²	1回/年	A	御所谷入口広場部分。	
	花壇管理	<ul style="list-style-type: none"> 芝の生育状況に応じて、芝刈りを行うこと。 芝生地内に侵入した草本については、速やかに伐根すること。 ブラウンパッチ病などの病害を見つけたときは、速やかに切除し、健全な芝生に張り替えること。 必要に応じて、灌水、エアレーション、目土、施肥、補植及び養生を施すこと。 	20	m ²	随時	A	鎌倉広町緑地内で自生している草花を植付けるなど、鎌倉広町緑地らしい花壇になるよう提案すること。 御所谷入口広場部分。	
	芝生管理	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数は芝刈りについてののみ。その他の管理は随時行うこと。 御所谷入口広場部分。 	860	m ²	3回/年	A	実施回数は芝刈りについてののみ。その他の管理は随時行うこと。 御所谷入口広場部分。	
	人力除草 (植込み地内)	<ul style="list-style-type: none"> 中低木植込み地内の除草 花壇地内の除草 	100	m ²	2回/年	A	御所谷入口広場部分。	
				20	m ²	4回/年	A	

施設種別	業務内容	留意事項	数量	単位	実施回数	区域区分	備考
修景施設	病虫害防除	<ul style="list-style-type: none"> 病虫害の防除は、基本的には適切な剪定、病虫害に侵された枝の切除等により行うものとする。 チャドクガ等、衛生害虫に薬剤散布を行うときは、「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」に基づき実施するなど、健康被害に留意する。 	1	式	随時	ABC	
	緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> 復旧可能な風倒木については、樹皮を杉皮などで保護した後支柱やワイヤーロープを用いて引き起こすこと。 復旧不可能な樹木については、地際より伐採し、必要に応じて伐根すること。 	1	式	随時	ABC	
	支柱、樹名板等管理	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の成長に注視しながら、不要となった支柱は撤去し、機能していない支柱は交換すること。 損じた樹名板は速やかに交換すること。 	1	式	随時	ABC	
園路広場	出入口の点検、清掃、修繕	<ul style="list-style-type: none"> 目視点検を行い、破損、汚損箇所を確認したときは、速やかに修繕の方策を検討すること。 ごみみの拾い集めと運搬及び落ち葉清掃を行うこと。 	5	箇所	1回/週	A	
	土系舗装、木道、階段等の点検、清掃、修繕	<ul style="list-style-type: none"> 目視点検を重視し、来園者が安全に利用できるように維持管理すること。 陥没、隆起を確認したときは、その原因を究明するとともに、速やかに補修を行うこと。 園路、広場のごみの拾い集めと運搬及び園路の落ち葉清掃を行うこと。 根の露出した園路は使用を中止し集積した落ち葉等で養生するとともに、迂回する園路の設置を行うこと。 	3,350	m	1回/週	AB	土系舗装約930m (表層：t=6cm, マグネシウム系、路盤：t=10cm, RC-40)、木道約150mは1日1回巡回すること。その他の園路は週に1回以上巡回すること。
			1,080	m	1回/日		
便益施設	水飲み場の点検、清掃、修繕	<ul style="list-style-type: none"> 目視点検を行い、破損、汚損箇所を確認したときは、速やかに修繕の方策を検討し実施すること。 必要に応じて、排水口のごみ、堆積した砂、落ち葉等を取り除くこと。 	1	箇所	1回/週	A	実施回数は目視点検についてののみ。その他の管理は随時行うこと。厳寒期の凍結による蛇口の破損に注意すること。

施設種別	業務内容	留意事項	数量	単位	実施回数	区域区分	備考
便益施設	トイレの点検、清掃、修繕	<ul style="list-style-type: none"> 目視点検を行い、破損、汚損箇所を確認すること。 床面、壁を水拭きすること。 便器等を水洗いした後は、乾拭きにより水気を取ること。 手洗い、鏡の汚れは濡れ雑巾でしっかり拭き取ること。 	1	式	1回/日	A	男子トイレ (6.4㎡、洋風便器1、小便器1)、女子トイレ (7.4㎡、洋風便器2)、みんなのトイレ (7.1㎡、オストメイト対応1)
		<ul style="list-style-type: none"> 窓ガラスの清掃を行うこと。 	1	㎡	4回/年		
		<ul style="list-style-type: none"> トイレトペーパーの補充を行うこと。 便器の流れにに応じて、尿石の除去を行うこと。 配管の詰まりを確認したときは、原因を究明するとともに、速やかに適切な措置を取ること。 	1	式	随時		
管理施設	フェンス・擁壁・手すり等の点検、修繕	<ul style="list-style-type: none"> 道路沿いのガードレール、ロープ柵等の目視点検を行うこと。 	1,200	m	1回/月	A B C	落石防護網 (岩部用アンカー、厚ネット φ3.2×50×50) 340㎡等
		<ul style="list-style-type: none"> 護岸石積の目視点検を行うこと。 	120	m	1回/月		
		<ul style="list-style-type: none"> 台風等の災害時には、落石防護網等の目視点検を行い、必要に応じて安全対策措置を施すこと。 	500	m	随時		
		<ul style="list-style-type: none"> 破損、汚損箇所を確認したときは、速やかに修繕の方策を検討すること。 	1	式	随時		
		<ul style="list-style-type: none"> 目視点検を行い、必要に応じて汚れを拭き取るなどの清掃を行うこと。 	11	基	1回/週		
		<ul style="list-style-type: none"> 破損、汚損箇所を確認したときは、速やかに修繕の方策を検討すること。 掲示物の更新を行うこと。 	1	式	随時		
管理施設	雨水桝、汚水桝、水路等の点検、清掃、修繕	<ul style="list-style-type: none"> 目視点検を行うこと。 	1	式	1回/週	A	雨水桝4基、汚水桝15基、水路約60m
		<ul style="list-style-type: none"> 雨水桝、水路は必要に応じて堆積した砂、落ち葉等の除去を行うこと。 堆積物の処理の際は放射線測定を行い、規定値以上の数値を示した場合は、適切な処理をすること。 破損、汚損箇所を確認したときは、速やかに修繕の方策を検討すること。 	1	式	随時		

資料6-5 第66回鎌倉市緑政審議会

施設種別	業務内容	留意事項	数量	単位	実施回数	区域区分	備考
管理施設	照明灯の点検、修繕	・点灯の確認、電球の交換、破損箇所の確認及び修繕の方策を検討すること。	2	基	随時	A	LED照明, タイマー式
	管理事務所の点検、清掃、修繕	・事務所内の清掃を行い、設備点検、破損、汚損箇所の確認及び修繕を行うこと。	1	式	随時	A	管理スペース (51.4㎡)、廊下 (16.8㎡)、男子更衣室 (3.5㎡)、うちシャワールーム1㎡、女子更衣室 (4.8㎡)、うちシャワールーム1㎡
		・管理スペース、廊下、更衣室の床面の掃き掃除を行うこと。	75	㎡	1回/2日		
		・窓ガラスの清掃を行うこと。	37	㎡	4回/年		
その他	シャワールームの床面、壁を水拭きし、必要に応じて排水口のごみを取り除くこと。		1	式	1回/2日		
	消火器具の保守点検	・消火器具の点検を行うこと。	1	式	1回/年	A	消火器 (ABC粉末10型) 2基
	空調設備保守点検	・空調設備の点検及び清掃を行うこと。					ルームエアコン (10畳用) 1基、ルームエアコン (天井吊型45型) 2基、壁掛換気扇 (2パイプ取付タイプ) 1基、天井換気扇6基 (ミニキッチン13型1基、インテリア格子タイプ13型1基、インテリア格子タイプ15型2基、インテリア格子タイプ10型2基)
			1	式	1回/年	A	
ごみ処理		・一般ごみは、清掃業者等による場外搬出及び処分を行うこと。	1	式	1回/週	A	
		・伐採、刈込、除草等で発生した残材は、関谷の植木剪定材受入事業場で処分すること。	1	式	随時	A B C	場内処分を基本とするが、外周部や御所谷入口広場部分など、積み置くことが支障となる場合に行うこと。

※修景施設の詳細は、「樹林管理図」によりります。

	目的	時期	調査方法の概要	調査区画
ホタル	ゲンジボタル・ヘイケボタルの成虫の分布や個体数を長期的にモニタリングするとともに、それを通じて里地の水辺環境の状態とその変化を把握することを目的とする。	ホタルの発生時期に、個体数が最大を迎えるまでカウント数の推移を見ながら調査する。概ねゲンジボタルは6月、ヘイケボタルは6～7月にそれぞれ最低3回実施する。	ゲンジボタルとヘイケボタルを調査対象種として、それぞれの調査区内で確認される成虫をカウントし、その年の最大発生個体数を記録・モニタリングする。	御所谷地区、小竹ヶ谷・竹ヶ谷地区、奥竹ヶ谷地区の3地区で行う。
カエル類	カエル類の卵塊数を長期的にモニタリングすることで、それを通じて水辺と森林の連続性を評価する。	カエル類の産卵期（概ね1月から7月まで）に合わせて、2週間に1回の頻度で実施し、最低8回実施する。	ヤマアカガエル、ヒキガエル、シユレーゲルアオガエル、モリアオガエルの4種のカエルについて、それぞれ卵塊数をカウントする。	浄化池周辺、カエル池周辺、水田・ため池・水路周辺、池周辺の4地区で行う。
ホトケドジョウ	希少種のホトケドジョウの生息とその水環境を含めた生息環境を長期的にモニタリングする。	4、6、8、10月に各1回で、計年間4回実施する。	目視により生息数をカウントする。	田んぼ、池、二本橋周辺、御所川流域の4箇所で行う。
水環境	集水域での土地利用の変化や、水環境の変化による下流部への影響について把握することを目的とする。	各季節1回ずつ、1、4、7、10月の年4回実施する。またった降雨があった場合はエラ一値が出やすいので、調査を実施しない（梅雨時期を除く）。増水や積雪などで調査地点に立入りが困難な場合にも調査を中止する。）	水環境調査項目は、水温、水位、pH、COD等とする。	湧水点、合流地点や集水地点（ため池等）、汚染源の流入地点、調査地域の水系における最下流部（出口）、指標種群調査の調査地点等、4箇所で行う。

※それぞれの各年度の調査終了後、市で定めた記録用紙の写しと過去の調査とを比較検討した報告書の提出を行うこと。

※詳細な箇所は、「モニタリング箇所図」によります。

